

「店頭外国為替証拠金取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更  
(平成28年10月1日)

現 行	変 更 後
<p>第1条～第23条 (省 略)</p> <p>(追 加)</p>	<p>第1条～第23条 (現行どおり)</p> <p>第24条 (外国政府等の重要な公人に係る条項)</p> <p><u>お客様は、外国政府等の重要な公人 (Politically Exposed Persons) 等に、該当する、または該当することとなった場合、必ずその旨をインヴァスト証券に届け出るものとします。</u></p> <p><u>2 お客様は、前項について当社に届け出た事項に変更があった場合、遅滞なく当社に対して、届け出を行うものとします。</u></p>
<p>第24条～第31条</p> <p>(以下省略)</p> <p>(以下省略)</p>	<p>第25条～第32条</p> <p>(以下現行どおり)</p> <p>(以下現行どおり)</p>
<p>平成28年2月8日</p>	<p>平成28年10月1日</p>